（交付申請書の記載事項）

第二十一条　令第十三条第一項前段の総務省令で定める事項は、交付申請者の氏名、住所並びに個人番号又は生年月日及び性別（第三十五条第一項の規定により同項第三号に掲げる事務を地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）が行う場合には、交付申請者の氏名、住所及び個人番号（交付申請者が個人番号通知書とともに発送される交付申請書の用紙を用いる場合には、交付申請者の氏名、住所、生年月日及び性別）とする。

（経由市町村長を経由して交付申請書を提出することができる場合）

第二十二条の二　令第十三条第一項後段の総務省令で定める事情は、次の各号のいずれかに該当する事情とする。

［一　略］

二　交付申請者が東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）の影響により当該交付申請者が記録されている住民基本台帳を備える市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域外に避難することを余儀なくされていること。

［三～六　略］

（個人番号カードの様式）

第二十五条　個人番号カードの様式は、別記様式のとおりとする。

（紛失した個人番号カードを発見した場合の届出）

第三十条　法第十七条第五項の規定による届出をした者は、紛失した個人番号カードを発見したとき（第二十八条第五項に規定する場合に該当して発見した個人番号カードを返納したときを除く。）は、遅滞なく、その旨を住所地市町村長に届け出なければならない。

（個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任）

第三十五条　市町村長は、機構に、個人番号通知書及び個人番号カードに係る事務のうち次に掲げる事務（以下「個人番号通知書・個人番号カード関連事務」という。）を行わせることができる。

一　個人番号通知書、交付申請書の用紙及びこれらに関連する印刷物（この号及び次条第一項第二号において「個人番号通知書等」という。）の作成及び発送（受取人の住所及び居所が明らかでないことその他の理由により返送された個人番号通知書等の再度の発送を除く。）

二　個人番号通知書の作成及び発送等に関する状況の管理

［三～七　略］

八　個人番号通知書及び個人番号カードに係る住民からの問合せへの対応

2　委任市町村長（前項の規定により機構に個人番号通知書・個人番号カード関連事務を行わせることとした市町村長をいう。以下同じ。）は、個人番号通知書・個人番号カード関連事務（同項第一号、第二号、第五号、第七号及び第八号に掲げる事務（同項第一号に掲げる事務のうち個人番号通知書の作成及び発送を除く。）を行わないものとする。

3　委任市町村長は、第一項の規定により機構に個人番号通知書・個人番号カード関連事務を行わせることとした日を公示しなければならない。

（通知カードの利用の可否に関する情報の提供）

第十五条の二　市町村長は、通知カードの利用の可否その他の運用に関する情報を、インターネットの利用その他の方法により提供することができる。

（通知カードの技術的基準）

第十六条　通知カードに関する技術的基準については、総務大臣が定める。

（交付申請書の記載事項）

第二十一条　令第十三条第一項前段の総務省令で定める事項は、交付申請者の氏名、住所並びに個人番号又は生年月日及び性別（第三十五条第一項の規定により同項第三号に掲げる事務を地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）が行う場合には、交付申請者の氏名、住所及び個人番号（交付申請者が通知カードとともに発送される交付申請書の用紙を用いる場合には、交付申請者の氏名、住所、生年月日及び性別）とする。

（経由市町村長を経由して交付申請書を提出することができる場合）

第二十二条の二　［同上］

［一　同上］

二　交付申請者が東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）の影響により当該交付申請者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の区域外に避難することを余儀なくされていること。

［三～六　同上］

（個人番号カードの様式）

第二十五条　個人番号カードの様式は、別記様式第二のとおりとする。

（紛失した個人番号カードを発見した場合の届出）

第三十条　法第十七条第五項の規定による届出をした者は、紛失した個人番号カードを発見したとき（第十一条第五項及び第二十八条第五項に規定する場合に該当して発見した個人番号カードを返納したときを除く。）は、遅滞なく、その旨を住所地市町村長に届け出なければならない。

（通知カード・個人番号カード関連事務の委任）

第三十五条　市町村長は、機構に、通知カード及び個人番号カードに係る事務のうち次に掲げる事務（以下「通知カード・個人番号カード関連事務」という。）を行わせることができる。

一　通知カード、交付申請書の用紙及びこれらに関連する印刷物（この号及び次条第一項第二号において「通知カード等」という。）の作成及び発送（受取人の住所及び居所が明らかでないことその他の理由により返送された通知カード等の再度の発送を除く。）

二　通知カードの作成及び発送等に関する状況の管理

［三～七　同上］

八　通知カード及び個人番号カードに係る住民からの問合せへの対応

2　委任市町村長（前項の規定により機構に通知カード・個人番号カード関連事務を行わせることとした市町村長をいう。以下同じ。）は、通知カード・個人番号カード関連事務（同項第一号、第二号、第五号、第七号及び第八号に掲げる事務（同項第一号に掲げる事務のうち通知カードの作成及び発送を除く。）を行わないものとする。

3　委任市町村長は、第一項の規定により機構に通知カード・個人番号カード関連事務を行わせることとした日を公示しなければならない。